

教育ネットワークにおける情報流通(1)

-有害情報の抑制と個人情報の保護問題の現状-

Distribution of Information on Education Network (1)

-Present condition of problems in the control of harmful information and the protection of private information-

瀧口樹良

Kiyoshi Takiguchi

taki@kiu.ad.jp

(駒澤大学大学院人文科学研究科社会学専攻修士課程)

久保美和子

Miwako Kubo

kubo@reitaku-u.ac.jp

(麗澤大学国際経済学部)

Abstract: The Internet also provides a lot of information that we don't want to use in the field of education, such as pornography, matters related to violence, drug related matters, crime related matters, and so on. It is indispensable for an education network to control the information of this kind. Here we shall report on the present condition of the administrative action, and the technology to filter inappropriate information. On the other hand, there are also the information that are not desirable to be made public. It will be discussed as to which type of information will create problems, if made public.

Keywords: Harmful Information, Private Information, Filtering, Rating System

1. はじめに

インターネットは、学術研究ネットワークとして発展してきた。商業利用への開放とともにコマーシャルネットワークが多数出現し、一般にも広く普及してきた。このため、現在ではあらゆるところで活用されている。このことは小・中・高といった学校教育機関においても同様である。しかし、学校教育機関で利用しようと考えた場合、教育上相応しくない内容をもつ情報が存在することも否めない。インターネットは、利用する人に制限が設けられているわけではなく、誰でも利用できる開かれたネットワークである。社会に悪者が存在すれば、またインターネットにも同様の比率で悪者が存在

することになる。(悪者も含む)のものなのだからである。しかし、教育ネットワークでは、青少年が主たるユーザであり、それ相応の対応が求められるだろう。こうした現状を踏まえて、教育ネットワークの利用を考えると議論の対象として、以下のような点が上げられる。

- (1) 有害な情報に関して
- (2) 個人情報の保護等の取り扱いについて
- (3) 知的所有権に関わる問題
- (4) インターネット中毒(依存症)の危険性

この他にセキュリティー(生徒のID不正入手による不正利用、情報改竄、盗聴、システム破壊等に対する防御等)や通信上の発言(名誉毀損等)などの問題もあるだろう。これらのことは、いわゆる“ネ

チケット”だけでは対応できない問題となりつつある。ここでは、上記の項目の中から(1)「有害情報」と(2)「個人情報の保護」に関して具体的に事例を取り上げ、それらの問題点と行政等の取り組みを報告する。

2. 有害情報

有害情報とは、教育に関していえば「未成年の子供たちがその情報に触れることにより、心身の育成に悪影響を及ぼす、またはその可能性のある情報」である。ここでの情報は、その形態(文字、画像、音声等)は問わない。ただし、その範囲についての社会的合意が得られていないのが現状である。

一般的には、テロやカルトなどの社会的安全保証に関わるもの、犯罪や違法行為に関わるもの、著作権や差別などの差別に関わるもの、デマなどの安全性信頼性に関わるもの、ポルノや暴力などの身体的精神的健康に関わるものなどが有害情報の範疇となる。しかし、こうしたものの定義は極めて曖昧で、受け取り手によって評価や影響が異なる。

このような有害情報に関する事件・問題は多い。最近起こった数例を事例として以下に示す。

2.1 トピック

2.1.1 リンク事件

一般に通称「リンク事件」と呼ばれるものである。この事件は、インターネット上で公開されている画像に付けられたモザイクを消す、画像修正ソフト「FLマスク」を開発・販売したことにより、横浜市の会社員を1997年の4月11日に大阪府警が「わいせつ図画公然陳列ほう助」の罪で逮捕したものである。その後、この事件では、前述のソフトの開発・販売だけではなく、他のホームページ上にわいせつページに対してリンクしていたことが「ほう助」として罪に問われ、5月1

日に起訴されたのである。

この事件は裁判となり、21人というロッキード裁判並みの支援弁護士団が結成されて、法廷での本格的な論争が現在も展開されているのである。

2.1.2 わいせつ画像問題

この事件は、1996年の1月31日に日本国内で始めて、インターネット上に「わいせつ画像」を流したことが刑法(第175条:わいせつ図画公衆陳列罪)にあたるとして、警察庁がインターネット接続会社のベッコアメ・インターネットと個人会員ユーザ2名の自宅捜査を行ったのであった。その後、その個人ユーザ2名は、同年4月22日に東京地方裁判所において、懲役1年6ヶ月執行猶予3年の有罪判決が下り、刑が確定している。

2.1.3 アメリカの「通信品位法(CDA)」

アメリカでは、「1996年電気通信法」第223条(通称、「通信品位法(CDA)」)が1996年2月に成立した。これは、「下品で、明らかに不快な」情報(つまり有害な情報)を規制する法律であり、インターネット上での「わいせつ情報や文書」の掲載を禁止するものだった。

しかし、同法案が成立するとともに通信事業者や市民団体を中心として反対運動が巻き起こり、インターネットのホームページに反対の象徴として青いリボンの画像を掲載する、いわゆる「ブルーリボン」キャンペーンなどが展開された。さらに、いくつかの市民団体が表現の自由を保障しているアメリカ憲法修正第1条に違反しているとして訴訟を起こし、連邦最高裁まで審理が続いたが、1997年の6月26日に連邦最高裁が同法案は違憲であるという判決を下したのである。

現在、この判決を受け、クリントン大統領は技術的な対応として、いわゆる「フィルタリング・ソフト」の開発の促進と民間の自主規制を要請している。

2.2 法制的な問題

日本において、インターネット上の「有害情報」の流通規制に関わる法制的なものとしては以下のような法規が関わりを持ってくる。

まず、「憲法」では、第 21 条に「表現の自由」の規定があり、また「電気通信事業法」には、第 4 条に「通信の秘密の保証」の規定がある。これは、情報流通の自由を保障する規定である。

これに対し、「刑法」の第 175 条では「わいせつ図画公衆陳列罪」が規定されており、さらに地方自治体では「青少年保護育成条例」で、青少年に対して「有害な情報」と接触することを規制している。青少年保護育成条例では、福岡県が 1997 年の 4 月にインターネットも同条例の対象として修正されている。この条例は同年 7 月から施行された。これは、情報流通の規制を行う法規として考えてよいであろう。

2.3 諸外国の動向

では、諸外国では、インターネット上の「有害情報」に対してどのような対応や取り組みがなされているのであろうか。以下で、現状について述べる。

2.3.1 アメリカの動向

アメリカでは、法的規制の動きと、民間の自主規制と関連技術開発という方向性を打ち出している。

前述したように、法的規制に関しては、「通信品位法(CDA)」が「憲法」修正第 1 条に反するとして違憲訴訟が提起され、現在連邦最高裁判所で違憲として結審している。

その一方で、その受信者側で「有害な情報」を選択的にフィルタリングする技術の開発が推進されている。例えば、受信者のパソコンに組み込むことにより、「有害情報」を遮断する“フィルタリング・ソフト”が民間でいくつも開発され、販売されている。

しかし、それらは競合他社製品の持つラ

ベル情報は認識できないといった、汎用性のないソフトウェアであった。そのため、World Wide Web コンソ - シアム (W3C) という団体が、1996 年 5 月に発表した PICS (the Platform for Internet Content Selection) というインタ - ネット上の特定の情報を遮断するためのグローバルな柔軟性・汎用性を持つ技術規格を打ち出した。これは、まず、発信者が情報に格付けを行う「セルフ・レイティング (Self Rating)」、または第三者が付加的に情報に格付けを行う「サードパーティ・レイティング (The third party Rating)」により、受信者側がインターネットの利用目的によって選択的に選べるものである。利用者はどのラベル集を使用するかについて、フィルタリング・ソフトに指定することで不要な情報をブロックするシステムである。

PICS 規格に準拠したコンテンツの格付け(評価: Rating)基準には、RSAC (娯楽ソフト諮問会議: The Recreational Software Advisory Council) という非営利団体による RSACi (Recreational Software Advisory Council on the Internet) がある。この格付け基準では、流通する情報を暴力、裸体、性、言語の 4 つの観点から評価し、あらかじめ定められた基準に従って、0 から 4 までの 5 段階の点数を付すものである。

このように、政府の法的な規制の動きとともに、民間の側でこの「有害情報」に対してフィルタリングする技術的な対応を行っているである。

2.3.2 ヨーロッパの動向

ヨーロッパではドイツとイギリスの動きに注目すべきものがある。

ドイツの場合、基本的には「有害情報」に対して国家監視を行っている。

ドイツ政府は、1996 年 11 月、新聞・出版と放送のコンテンツに関する現在の自主規制システムを拡大することにより、インタ - ネット・コンテンツの自主規制を

改善する提案を提出した。これにより「有害情報」を提供するプロバイダ - は、苦情や問い合わせの窓口として、また利用者へのアドバイザー - としても機能する青少年保護委員を任命することが要求されることになった。

また、主要なプロバイダ - が属するインターネット・コンテンツ・タスクフォースという民間の団体も、ホットライン及び違法コンテンツへのアクセスを遮断する技術的手段等を含む新しいシステムを発表している。

さらに、「情報通信サービスの枠組みの規制に関する法律案」(通称「マルチメディア法案」)が1996年12月11日に政府決定され、1997年8月から施行される予定である。同法案は、記号、画像又は音声を組み合わせたデータを個々に利用するためのあらゆる電気的な情報通信サービス(インターネット等を含む)「遠隔サービス」を提供する者の責任は、自ら提供する情報内容について、一般法の規定に従って責任を負う。他人が提供する情報内容については、その内容を知り、かつその利用を防止することが技術的に可能で、期待可能な場合に限り責任を負うと規定されている。つまり、上記の責任のもと、国が常に「有害情報」を監視する姿勢が伺えるのである。

これに対しイギリスの場合は、民間監視の姿勢である。

1996年9月23日プロバイダ - の団体であるインターネット・サービス・プロバイダー協会(ISPA: Internet Service Provider Association)、ロンドン・インターネットエクスチェンジ(LINX: London Internet Exchange)及びセイフティネット財団(Safety-Net Foundation)の三者によりインターネットの情報に業界で自主規制する「R3セイフティネット(R3 Safety-Net)」構想が提案されている。

この構想では、インターネット上の

情報に対して PICS 準拠の格付けサービス(Rating)、非合法的「有害情報」発信に対するホットライン(通報受付)サービス(Reporting)、ユーザによるセルフ・レイティング(Self Rating)及び非合法的「有害情報」掲載の通知に対してプロバイダーが必要な処置をする等の責任ある対応(Responsibility)の3本柱となっている。

つまり、まずは違法とされる「有害情報」を対象とし、その苦情の受け付けや処理においてはセイフティネット財団(Safety-Net Foundation)が独立的な役割を果たし、PICS 格付けシステムの開発支援を提供しようというものである。

このように、イギリスでは法的な規制ではなく、民間レベルで監視し、問題を解決しようとしている。

2.3.3 シンガポールの動向

シンガポールは、東南アジアで初めて国家管理の姿勢を打ち出している。シンガポール放送局(SBA: Syngapore Broadcasting Authority)が、1996年7月にプロバイダ - 等に対する「クラス・ライセンス制度」、「コンテンツ・ガイドライン」を発表している。プロバイダーは登録が必要であり、放送局が接続の禁止を求めたサイトについて、プロバイダーは接続を停止しなければならないのである。

「コンテンツ・ガイドライン」は、「有害情報」として公衆道徳に反するもの、人種や宗教の融和を妨害するもの、治安や国防に関わるが定義されている。さらに、情報発信者が、シンガポールで登録された政党である場合、シンガポールに関する政治的若しくは宗教的議論に携わるグループである場合には、発信者の登録が義務づけられている。

このように、シンガポールでは、国家が国内のインターネット上のコンテンツを完全に管理しようとする姿勢がみられる。

2.3.4 国際機関等の動向

一方、インタ - ネット上の「有害情報」に関するル - ル作りについて、国際機関においても議論が開始されている。

1996年6月に開催された“リヨン・サミット”において、「我々は、世界規模の通信ネットワークによって生じた倫理面及び犯罪面の問題を検討する用意がある。」との議長声明が出されている。

OECD(経済協力開発機構)では、1996年2月にキャンベラで開催された ICCP(情報・コンピューター・通信政策委員会)の会合において、インターネットのルール化に関する国際的ガイドライン作成の必要性について議論された。その後、6月にダブリンで開催されたワ - クショップにおいても国際的な協力の枠組みの必要性について議論され、10月に、ソウルで開催されたワ - クショップでは、フランスなどからインタ - ネットに関する国際協力協定の提案がなされている。

また、ITU(国際電気通信連合)でも1996年10月の第2回世界電気通信標準化会議(WTSC96, World Telecommunication Standardization Conference 96)において、国際的に流通する「有害情報」について議論され、今後この問題を継続的に研究することが合意されている。

さらに、欧州、アジア等の地域レベルでも議論が行われている。特に、EUにおいて積極的な取り組みがなされている。EU委員会報告では、違法な「有害情報」に対して、加盟国間の協力、アクセスプロバイダ - とホストサ - ビスプロバイダ - の責任、自己規制の奨励が報告されている。そして「有害情報」に関して、フィルタリング・ソフトウェアと格付けシステム(Rating system)の利用を支援するため、共同体の措置等も報告されている。また、1996年10月16日には、「オ - デイオビジュアル・サ - ビス及び情報サ - ビスにおける未成年と人間の尊厳の保護

に関するグリーンペーパー」も提出されている。

1996年11月28日には、EUの電気通信相理事会が開催され、「インタ - ネット上での違法・有害なコンテンツに関する特別作業班報告書」に基づいて、同理事会のインターネットに関する決議が採択された。決議の内容は、インターネットサービスプロバイダーとユーザーの代表団体を含む自主規制システム、実効性のある行動規範(effective codes of conduct)及び国民が利用することができるホットラインによる報告の仕組みを奨励、促進すること、ユーザーへのフィルタリング・メカニズムの提供及びEUの支援を受けてWorld Wide Web Consortium(W3C)が開始したPICSのグローバルな標準に従った格付けシステムの設定の奨励、ドイツが主催国となる国際的な閣僚会議に積極的に参加し、関連する当事者の代表の参加を促すことを加盟諸国に要請する等となっている。

また、欧州委員会及び加盟国に対し、国際的な閣僚会議及びその他の国際的な話し合いの場での議論の結果に基づく国際的な協力を通して、本決議に述べられた各種の措置の有効性を強化するために必要なすべての措置を講ずるよう勧告する等、国際協力の必要性を強調しているのである。

アジア地域では、1996年9月にASEAN諸国の専門家レベルの会合が開催されている。

このように各場面で議論が展開されているが、各国の思惑や文化的な相違等により、なかなか国際的なルール作りが進んでいるとはいえないのが現状であるといえよう。

2.4 日本の動向

このような国際的な動きを受ける形で、我が国でも、「有害情報」について議論されている。その様子は、一言でいうと「国の省庁間での“独自の動き”と民間に対

する“自主規制”の要請」ということがいえよう。

まず、郵政省は、電気通信局が1996年に「電気通信における利用環境整備に関する研究会」を設け、インターネット上の情報流通に関わる諸問題について議論し、11月には利用者アンケートも実施し、12月に報告書をまとめている。

報告書では、当面新たな法規制は行うべきではないとして、国際的な連携や協力の強化、インターネット接続会社であるプロバイダーによるガイドラインの策定、フィルタリング・システムに対する開発、支援を対応策としてあげている。そして、ガイドライン策定については、関連団体である「(社)テレコムサービス協会」がすでにガイドラインの案を提案しており、フィルタリング・システムに関しては、横浜市と連携し推進事業を展開させている。

また、通産省では、関連団体である「電子ネットワーク協議会」が自主ガイドラインを策定に強力するほか、PICS準拠の格付けシステムの開発とそれに対応したフィルタリング・ソフトの開発を行っている。

さらに法務省の管轄にある警察庁等は、インターネット上の「有害情報」のポルノ画像に対し、「刑法」第175条「わいせつ図画公衆陳列罪」にあたるとして、取り締まりを行っている。

民間では、ソフト販売会社がいくつかのフィルタリング・ソフトを販売し始めている。

さらに地方では、前述したように福岡県が初めて青少年保護育成条例でインターネット上の「有害情報」を規制の対象として取り締まりを行うことにしている。

このように対応は取られているが、国としては各省庁間のつながりは極めて薄く、各組織で独自に取り組みられているというのが現状である。

3. フィルタリング

前項までで紹介した対応策のうち、フィルタリングについて、以下に詳しく述べる。

3.1 放送界等のフィルタリングを巡る動き

フィルタリングとは、有害と思われる情報に対して選択的に規制することである。このようなフィルタリングは、既存のメディアである、テレビでは以前から行われてきた。

アメリカでは、1970年代に始まる市民団体からの請願を受けて、1990年10月に「こどもテレビ法」が連邦議会で成立した。さらに「1996年電気通信法」第551条において、アメリカで販売される13インチ以上の受信機に、電子のコードを読み取り、番組を受信不可とすることができる装置の設置を義務づけた。この装置を“Vチップ”と呼ぶ。この電子のコードは、有害と思われる映像番組を番組提供者の側が基本的には格付けを行う。これはまだ試用段階だが、インターネット上の“フィルタリング”の概念がここから生まれたことは間違えないし、“Vチップ”は“フィルタリング・ソフト”を生み出すきっかけを与えたものと考えてよいであろう。

日本では、放送法第3条の2第1項のいくつかの倫理的な制約規定の中に「公安及び善良な風俗を害さないこと」とある。さらにこうした規定を受けてNHKや民放連では、独自に「放送基準」を策定しており、その上で書く番組提供社が“放送コード”なるものを「自主規制ガイドライン」として策定している。

さらに、出版物や映画などに対しては、各地方自治体の「青少年保護育成条例」で、青少年に対して「有害なもの」に対する規制を行い、「有害図書」等の指定を行っている。これを受け、各業界団体は独自に、ビデオ倫、映倫などといった「自主規制ガイドライン」に基づく対応を行

っている。

3.2 インターネットでのフィルタリングを巡る動き

インターネット上のフィルタリングについて、アメリカでは前述のように World Wide Web コンソ - シアムが、1996年5月に発表した PICS (the Platform for Internet Content Selection) という標準技術規格を提供している。

これを受けて、この規格に準拠するさまざまなフィルタリング・ソフトが開発・販売されている(その種類等の詳細は、次の節にて紹介している)。また、情報内容の格付けする基準として、バラバラだったものを、RSAC が RSACi としてまとめている。

ヨーロッパでは、各国バラバラな対応を行っている。前述したように、イギリスでは民間で民間団体による“自主ガイドライン”と“独自の評価システム”の開発支援などが行われ、ドイツでは、国家が法的にフィルタリング監視している。さらに EU という地域国際機関でもフィルタリングに対する開発・支援がさまざまな部門で決議されたりしている。

日本においても、今年、郵政省が関連団体である「放送・通信機構」に委託して横浜市と連携を行いフィルタリングのサーバ側における開発・実験を行っている。また、通産省の関連団体である「電子ネットワーク協議会」においてクライアント側(PC側)のフィルタリング・ソフトの開発・実験と日本語版の格付けシステムの開発を行っている。この他、英語版のフィルタリング・ソフトの日本語版による販売を数社で行っている(これも種類等の詳細は、次節にて紹介している)。

3.3 “フィルタリング・ソフト”の紹介

では、具体的なフィルタリングができるソフトについて紹介してみよう。

まず英語版としては CyberPatrol3.1, Cybersitter, CyberSnoop, NetNanny3.1,

Rated-PG, SufWatec, X-Stop2.0 など、さまざまな民間の販売会社が専用のフィルタリング・ソフトを販売している。これらのソフトの多くがクライアントベース(PC側)のものとなっており、ユーザ(利用者)が各自で選択して(カスタマイズして)利用するようになっている。

また、Microsoft Explora3.0 といった WWW のブラウザにも PICS 準拠のフィルタリング機能が装備されたりしている。

これらは、その多くは有料ものとして販売されているが、日本語版では CyberPatrol3.1, Cybersitter(現在、日本版として開発中)といったフィルタリング・ソフトが販売されている。

また、Microsoft Internet Explorer3.0 に英語版と同様のフィルタリング機能が装備されている。またセコムラインズ(株)はラインズナビというソフトを販売している。このソフトは、多くが「有害情報」を含む利用できないフィルタリングする「ブラックリスト方式」なのに対し、ブラウズ利用できる URL をあらかじめ限定しておく「ホワイトリスト方式」を採用しているソフトである。

この他に、すでに前述したように、通産省関連団体である「電子ネットワーク協議会」が、日本語版の格付けシステムとクライアントベースのフィルタリング・ソフトを開発している(Windows95版が1997年9月に、MacOS版が同年10月に提供される予定である)。

なお、以上のフィルタリング・ソフトのより詳しい内容に関しては、各ソフト販売会社のウェブ(WWW: World Wide Web)でのホームページを参照願いたい。その URL は、"<http://www.kiu.ad.jp/~taki/index43.html>"にリンクしてまとめている。

4. 個人情報の保護

特定することができるプライバシーに関する情報のこと」と捉えられよう。具体的にいえば、子供たちの場合、自宅の住所、電話番号、親の仕事先の住所及び電話番号、学校や町の名前や所在地、名前と顔・姿などと考えてよいだろう。

では、この個人情報について、どのようなトラブルが起きているのだろうか。

4.1 トピック

・「世田谷区問題」の事例

1996年11月6日、東京都世田谷区の松丘小学校の橋本晃教諭が、自宅のパソコンを使ってインターネットに接続し、個人でWorld Wide Webのホームページにクラスの子供たちの自己紹介（子供たち個人の名前や趣味、メッセージなど）ページや集合写真を「5年1組物語」として掲載した（詳しくは、（URL）”<http://www.asahinet.or.jp/~gu7a-hsmt/Akira1.htm>”に「MGK5年1組物語」として現在も掲載されている）。

ところが、同月末、区教育委員会と区の企画部情報処理課から、「個人情報保護条例」と「地方公務員法第23条（法令及び上司の職務上の命令に従う義務）」に違反しているとの通知が指導主事を通じて行われ、削除命令が出された。これに対し、一時は話し合いが持たれたが、結局、再度削除命令が出された。

この間、橋本教諭は、この経緯をインターネットなどを通じて公表したため、メーリングリストなどによって広く一般にも事態が知られるようになった。このため、マスコミがこぞってこの問題を取り上げ、同年12月17日には参議院文教委員会で小杉隆文部大臣に対して関連質問も行われるに至っている。

4.2 「個人情報保護条例」

前述した事例では、「地方公務員法」とともに「個人情報保護条例」違反とされている。特にインターネットを教育に利

用する際を考えると、この「個人情報保護条例」との関わりが重要となろう。以下でその点を考察する。

4.3 何が問題なのか

では、「個人情報保護条例」において、何が問題となったのであろうか。前述した事例の「世田谷区個人情報保護条例」を例にとって考えてみたい。

世田谷区では、橋本先生に対して違反している事項として取り上げたのは以下の点である。

（1）第17条：電子計算組織による記録禁止違反

これは、職務上収集した個人情報、つまり子供たちの名前などをコンピュータを通じてフロッピーディスクに入れたことをさしているようである。

（2）第15条：適正管理の原則等違反

これは子供たちの情報を外部に持ち出した、つまり家に持ち帰ったことをさしているようである。教員が、テストや用紙や名簿などを学校外に持ち出すことは禁止されている。

（3）第14条：外部提供の禁止違反

これは、子供たちの個人情報を外部に公表したことをさしているようである。

（4）第18条：電子計算組織の結合の禁止違反

これは、外部のコンピュータと接続したことをさしているようである。

そして、これらの事項に関連する場合は、「個人情報審議会」の許可を取らなければならないというのが、区の見解なのである。

橋本教諭の自宅で同作業を行ったことに関わる(1)(2)を除く、後の(3)(4)がインターネットを学校教育機関で利用しようとする際に重要な関わりを持つ点であるといえよう。つまり、(3)は「個人情報の発信」をどのように扱うべきかという点であり、(4)は、「インターネットへの接続」が学校教育機関から可能かどうかという点になる。

こうした点は、基本的には「個人情報審議会」の許可があればよいようであるが、各地方自治体によって条例の解釈がばらばらで混乱しているようである。

ちなみに、1996年の4月現在で「個人情報保護条例」に相当する条例は、自治省によると地方自治体の3分の1にあたる1201の自治体で制定している。その約3分の2にあたる895の自治体に「結合禁止」の条項がある。

4.4 条例の制定の経緯とその意味

では、この「個人情報保護条例」は、果たしてどのような社会的背景のもとにうまれてきたものであろうか。

1970年代に入り、「OA化」などといった情報化の社会的流れにより、行政機関等によるコンピュータ化の進展が進んだ。これに伴い、行政情報の多くが電子的に処理されるようになった。これに対し、こうした個人情報を簡単に加工されたり、引き出されたりしないように保護すべきであるといった「プライバシー保護」の議論が巻き起こった。

1980年代に入り、OECDが専門家グループの作業をもとに「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」という勧告が出された。そこで、我が国でも臨時行政審議会（臨調）の答申にその点が反映され、政府としても閣議決定により法的処置等の検討がうたわれるようになった。しかし、「国民総背番号制」といった議論ともあいまって、いまだそうした処置に至っていない。

これに対し、地方自治体では、条例の形で反映されていった。これが「個人情報保護条例」である。こうした「プライバシー保護」の視点が、個人情報を外部にコンピュータと結ぶのを禁止（「電子計算組織の結合の禁止」に相当）し、個人情報の収集や管理が適切に行われること（「外部提供の禁止」に相当）の条項を生み出しているのである。

初めてこうした条例が登場したのが、1975年に国立市である。さらに1984年には小金井市で、市民の手による請願に実現している。このように「個人情報保護条例」は、市民の権利を守るための条例といった側面を持つものといえるだろう。

ただし、このような条例は、インターネットのような個人が積極的に情報発信できるいった状況を想定していないものがほとんどだといってよいだろう。

4.5 「個人情報の発信」で何が問題か

では、「個人情報の発信」において、何が問題となるのだろうか。

インターネットでは、前述したように全世界（悪者も含む）へ発信されるのである。そうした観点に立つと、以下の点が考えられよう。

「個人情報の悪用の可能性」

- (1) 迷惑行為を受ける危険性
- (2) 犯罪者に便宜を提供し、犯罪あう危険性
- (3) 目的外への用途に流用の可能性
- (4) 知らない間に犯罪行為に用いられる可能性

(1)に関しては、子供自身の連絡先等の公開により、いたずらメールやいたずら電話などを受ける危険性があるということである。

(2)に関しては、子供個人が特定できる写真等の公開により、誘拐等の犯罪者に便宜を提供することで犯罪にあう危険性が高くなるということである。

(3)に関しては、名簿販売業者等によって子供の個人情報が目的外の用途に流用される可能性があるということである。

(4)に関しては、他人が子供本人に成りすました偽造人格として犯罪に用いる可能性があるということである。

以上、このような危険性があることを「個人情報の発信」の際は、考慮すべきであるといえよう。

4.6 学校での先駆的な取り組み

こうした観点に立って、以下に紹介する学校教育機関では、先駆的な取り組みとして「個人情報の発信」を取り扱っているようである。

4.6.1 「三重大学教育学部附属中学校」の例

三重大学教育学部附属中学校 (<http://www.fuzoku.edu.mie-u.ac.jp>)では、基本的に、子供自身に関わる情報については、本人、保護者に十分に説明を行い、納得して同意を得た上で公開するという手続きをガイドライン（Web ページ作成の内規（教師用）等 <http://www.fuzoku.edu.mie-u.ac.jp/naiki.html>）として明文化し、取り扱っている。こうした考え方は、医療でいうことインフォームド・コンセントと同等のものとして捉えることができるだろう。

4.6.2 「目黒区第六中学校」の例

目黒区第六中学校 (<http://www.threeweb.ad.jp/~meg6jhs/kouchou/riyou.html>)では、目黒区による「区立学校におけるインターネット利用に関する要綱」（1996年10月14日：目教学庶第715号）において、その第4条にて「個人情報の発信とその範囲」（<http://www.threeweb.ad.jp/~meg6jhs/kouchou/riyoyoko.html>）として子供自身に関わる情報の範囲を明記している。さらに、これを受けて「目黒区第六中学校電子計算組織の管理要綱」（<http://www.threeweb.ad.jp/~meg6jhs/kouchou/denkanm6.html>）を策定して個人情報の保護にあたっている。このように、区や学校として明確に個人情報の範囲を規定し、その取り扱いに目配りを行っているようである。

4.6.3 「三鷹市公立学校」の例

三鷹市公立学校 (<http://www.education.or.jp/kyoiku-center-mi/index.htm>)では、子供自身に

関わる情報について、個人情報保護審議会の方向性が出るまでは氏名等をイニシャルのみとして子供個人が特定できないようにしている。
(http://www.education.or.jp/kyoiku-center-mi/koho-mi_2.htm)また、暫定的な処置として、これからの議論を待とうとする姿勢のようである。

なお、同校のネットワークは基本的に「CATV ケーブル回線を利用した教育ネットワーク」である。また、「有害情報」に対する取り扱いは、前述したセコムライズ（株）のライズナビで、利用できる URL をあらかじめ限定しておく「ホワイトリスト方式」による World Wide Web のブラウザを採用して対応している。

4.6.4 「横浜市公立学校」の例

横浜市公立学校 (<http://www.edu.city.yokohama.jp>)では、横浜市教育委員会として、インターネットのウェブページ上において子供の個人情報を載せないとする方針を明確化している。また、教育ネットワーク自体、クローズドのネットワークとして運営しており、内部メールでは子供の個人名が特定できるようになっているが、外部に発信する際は、子供の個人名や性別が特定できないようにしている。

ちなみに、「有害情報」に対する取り扱いは、URL 利用できる URL をあらかじめ限定しておく「ホワイトリスト方式」を市全体として採用しているようである。

5. まとめ

以上、インターネット上の情報流通に関わる「有害情報」「個人情報の保護」の問題を報告してきたが、ここでこの問題を考え直す意味でいくつかの問題点を提起しておきたい。

「有害情報」についての最大の問題は、「何を有害な情報とするのか」という点となる。その際に議論となるのが、「格

付け（評価：Rating）をどのように行うのか」ということである。いまだ社会的認知がなされていないこの問題は、この「有害情報」を考える際に必ず問われる問題といえるだろう。

そして、上記の問題を考える際に考慮に入れておかなければならない点が「誰をネットワークのユーザーとするのか」ということである。主役はあくまで子供たちである。しかし、その子供たちに「有害情報」とどのように付き合えばよいか教育するのは難しい問題といえよう。

また、「個人情報の保護」に関しては、「生徒の個人情報発信に対する取り扱いをどうするのか」という点である。この点について本稿で先駆的な事例を紹介したが、それぞれバラバラな試行錯誤の対応であり、必ずしも最善の策といえるわけではない。

このため、この問題を考えるには、上記で示した問題点などを整理しながら議論し、検討する中から最善と思われる方向性や解決策を見出していくことが重要であろう。

付記

「有害情報」に関しては、郵政省（電気通信局業務課）に対するヒアリング通じた情報収集をさせて頂いた。

「フィルタリング」に関しては、千葉県柏地域の教育用ネットワークである柏インターネットユニオン(KIU)ではフィルタリングの試行を検討している。KIUは、電子ネットワーク協議会が現在開発中のフィルタリングソフトへの実験参加が可能である。また、フィルタリングソフト“Sybercitter”の日本語版の代理店などとの情報交換が行われている。また、郵政省（電気通信局データ通信課）の「有害情報」に対するフィルタリング開発実験に関する情報交換がなされている。

さらに、インターネットの「教育ネットワークに関わる問題」に対しては、(社)

日本教育工学振興会との情報交換を行っている。

なお、コンピュータ・ネットワーク上の情報流通規制（本稿では「有害情報」に相当する）に関して報告した本研究活動は、駒澤大学内の「インフォミドル研究会」（平成9年度の電気通信普及財団研究助成を受けている）における研究調査活動の一部に基づいている。

参考文献

本調査研究に関して参考となった情報は、雑誌、新聞等に依るところも多いが、煩雑になるため割愛し、参考とした主要な書籍と報告書のみを以下にあげておく。

なお、インターネット上のウェブにおいて得た情報に関しては、「有害情報」「フィルタリング」について“(URL) <http://www.kiu.ad.jp/~taki/index43.html>”に、「個人情報」について“(URL) <http://www.kiu.ad.jp/~taki/index44.html>”に参考にしたリンクをまとめてある。

- ・『学校教育における情報通信ネットワークの活用方法の研究』pp164-196、(社)日本教育工学振興会、1997年。
- ・マッキーハン、桐山薫訳『こどものネットライフ安心ガイド セルフサーフィン - フィルタリング・ソフト徹底研究 -』HBJ出版局、1997年。
- ・『変革期のメディア』(ジェリスト増刊、新世紀の展望1)有斐閣、1997年。
- ・石原一彦、坂本旬、丹羽敦、橋本晃『インターネットで授業が変わる 子供の情報発達をどうすすめるか』労働旬報社、1997年。
- ・亀井義明『インターネットバブル - その虚と実 -』pp72-106、情報管理、1996年。
- ・郵政省「電気通信における利用環境整備に関する研究会」編『電気通信における利用環境整備に関する研究会報告書』郵政省電気通信局、1997年。
- ・堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』岩波書店、1988年。
- ・佐伯胖『新・コンピュータと教育』岩波書店、1997年。
- ・中村正三郎編『インターネットを使いこなそう』

岩波書店、1997年。

・谷岡康則『パソコン犯罪から身を守る インターネット時代は危険がいっぱい』講談社、1997年。

・郵政省電気通信局監修、電気通信事業における個人情報に関する研究会編『電気通信とプライバシー』第一法規、1991年。

・高島秀之『デジタル革命と教育』有斐閣、1997年。

・郵政省「21世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会」編『融合メディアの新時代』読売新聞社、1996年。

・『日本民間放送連盟・放送基準』日本民間放送連盟、1997年。

・菅谷実『アメリカのメディア産業政策 通信と放送の融合』中央経済社、1997年。

・菅谷実、清原慶子編『通信・放送の融合 その理念と制度変容』日本評論社、1997年。